



まちづくり条例策定に向けて

市民委員会も2月24日には第11回目を迎え、「前文に盛り込みたいフレーズ、キーワード」というテーマでワークショップを行いました。前文とは条文の前にある文章で、条例の趣旨や理念、目的などを表したものです。日本国憲法には戦後の新しい国づくりについて、崇高な理念が掲げられています。自治体の憲法」と呼ばれることもあるまちづくり条例にも、自治体ごとに特色ある前文が書かれています。ワークショップでは、三好市としてめざすべきまちづくりの方向性として、豊かな自然や歴史、伝統文化を継承していくこと、子どもたちが誇りを持てるまちづくりを進めることなどを盛り込むべきだという意見が多くありました。

また条例の前文は、三好市の将来ビジョンや目標を市民が共有するためのものなので、専門家や行政まかせにせず、時間をかけて出来るだけ多くの市民に関わっていただきながら作っていくという方針が決定しました。

3月10日の第12回委員会では、これまで市民委員会にお

いて議論を積み重ねてきた内容を条例の主要な柱ごとにまとめ、意見交換をしました。条例全体についての意見として分かりやすい平易な言葉や表現を工夫してほしいという意見がありました。また、「市民がまちづくりに参加することとは市民の責務なのか権利なのか」という点について議論が交わされました。「市民はまちづくりへの参加を強制されるべきではない」という考えから、市民参加は市民の自主性を尊重するとともに、市民はまちづくりを担う役割があるという考え方を示すことにしました。

また三好市は、将来にわたって自然との共生をまちづくりの目標とすべきだということから、市民の責務のひとつとして「自然環境の保全に努める」ことを掲げることとしました。次回3月24日の第13回委員会でひきつづき検討し、まちづくり条例に対する市民委員会の意見として市長へ提出する予定です。23年度はこの報告書にもとづいて、具体的な条文の検討に着手します。

市民の意見を聞く会 報告

三野、池田、井川に続き第4回は山城地区、第5回は西祖谷地区で「市民の意見を聞く会」を開催しました。今回も、それぞれ地元在住の市民委員をリーダーとしてワークショップを実施しています。

各地区において「三好市の良い所とまちづくりの課題」というテーマで意見交換をしています。三好市全体として自然・歴史・人情豊かといった共通した意見の他に、山城、西祖谷では特に吉野川でのラフティングが盛んである一方、道路が傷む、鮎漁に迷惑がかかっているといった意見や、厳しい冬の間必要となる除雪作業など行政対応が不十分ではという意見が挙がりました。

今後は3月24日に予定している第6回の東祖谷地区における市民の意見を聞く会を残すのみとなり、今年度はそこで一旦終了となります。4月からは引き続きまちづくり条例策定審議会（仮）において条文の中身を話し合う予定です。条文の中身についても皆さんのご意見をいただきたいと考えていますので、その際はぜひご協力ください。

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp